



最 終 改 訂 日
2022年9月27日

株式会社イード

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社イードと称し、英文では、IID, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 会社の合併ならびに資産、技術、販売、製造、企画等の業務提携の斡旋
- 2 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
- 3 経営一般に関するコンサルティング
- 4 情報提供サービス業
- 5 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負
- 6 物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務
- 7 工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）ノウハウ、著作権（著作隣接権を含む）その他無体財産の取得、譲渡、貸与ならびに企画、開発、保全、利用、仲介
- 8 コンピュータならびにその周辺機器およびそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売ならびに輸出入業務
- 9 コンピュータならびにその周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務
- 10 コンピュータならびにその周辺機器およびそのソフトウェアの販売促進に関する企画業務の受託
- 11 コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸およびその管理
- 12 損害保険代理業その他保険媒介代理業
- 13 投資顧問業
- 14 有価証券の投資および運用
- 15 投資事業組合財産の運用および管理
- 16 一般および特定労働者派遣事業
- 17 広告宣伝の情報媒体の企画および売買
- 18 広告代理業
- 19 各種イベントの企画・制作・運営
- 20 書籍、雑誌その他印刷物の企画・制作および販売
- 21 通信システムによる情報の収集、処理および通信販売業務
- 22 不動産の売買、交換、賃借ならびにその仲介

- 23 電子機器、電子応用機器、電子機器用部品の製造、販売および輸出入
- 24 化粧品、医薬品、医薬部外品、健康食品、日用品雑貨ならびに衣料品の製造、販売および輸出入
- 25 新商品開発計画・企画・立案ならびに販売調査の受託、オリジナル商品の企画、立案
- 26 国内および海外の工業デザイン、商業デザインに関する市場調査の企画、実施、分析、研究
- 27 国内および海外における市場調査、社会調査の企画、実施、分析、研究
- 28 生活、文化、消費、商品、デザインに関する市場調査の企画、実施、分析、研究および情報提供サービス
- 29 前26～28号関連の書籍および情報誌の編集、出版、販売
- 30 前26～28号関連の情報システムの制作、販売、機能提供サービス
- 31 工業デザインおよび商業デザインに関するコンサルティング
- 32 工業デザインおよび商業デザインの企画、制作、販売
- 33 デザインおよび商品企画に関する研究会の企画、実施
- 34 商品調査施設の提供
- 35 次の業務を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること。
 - (1) 会社の合併ならびに資産、技術、販売、製造、企画等の業務提携の斡旋
 - (2) 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
 - (3) 経営一般に関するコンサルティング
 - (4) 情報提供サービス業
 - (5) 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負
 - (6) 物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務
 - (7) 工業所有権（特許権、実用新案、意匠権、商標権）ノウハウ、著作権（著作隣接権を含む）その他無体財産の取得、譲渡、貸与ならびに企画、開発、保全、利用、仲介
 - (8) コンピュータならびにその周辺機器およびそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売ならびに輸出入業務
 - (9) コンピュータならびにその周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務
 - (10) コンピュータならびにその周辺機器およびそのソフトウェアの販売促進に関する企画業務の受託
 - (11) コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸およびその管理
 - (12) 損害保険代理業その他保険媒介代理業
 - (13) 投資顧問業
 - (14) 有価証券の投資および運用

- (15) 投資事業組合財産の運用および管理
 - (16) 一般および特定労働者派遣事業
 - (17) 広告宣伝の情報媒体の企画および売買
 - (18) 広告代理業
 - (19) 各種イベントの企画・制作・運営
 - (20) 書籍、雑誌その他印刷物の企画・制作および販売
 - (21) 通信システムによる情報の収集、処理および通信販売業務
 - (22) 不動産の売買、交換、貸借ならびにその仲介
 - (23) 電子機器、電子応用機器、電子機器用部品の製造、販売および輸出入
 - (24) 化粧品、医薬品、医薬部外品、健康食品、日用品雑貨ならびに衣料品の製造、販売および輸出入
 - (25) 新商品開発計画・企画・立案ならびに販売調査の受託、オリジナル商品の企画、立案
 - (26) 国内および海外の工業デザイン、商業デザインに関する市場調査の企画、実施、分析、研究
 - (27) 国内および海外における市場調査、社会調査の企画、実施、分析、研究
 - (28) 生活、文化、消費、商品、デザインに関する市場調査の企画、実施、分析、研究および情報提供サービス
 - (29) 前26～28号関連の書籍および情報誌の編集、出版、販売
 - (30) 前26～28号関連の情報システムの制作、販売、機能提供サービス
 - (31) 工業デザインおよび商業デザインに関するコンサルティング
 - (32) 工業デザインおよび商業デザインの企画、制作、販売
 - (33) デザインおよび商品企画に関する研究会の企画、実施
 - (34) 商品調査施設の提供
- 36 前各号に付帯・関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 東京都中野区 に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならばに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第11条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時招集する。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上